

計画認定した特定事業等の概要

都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し

(国家戦略民間都市再生事業 他5件)
(国家戦略特別区域法第20条、第21条～第25条)

東京圏
初認定：平成26年12月19日

規制改革の内容

特例措置前

許認可等ごとに手続きが法定されており、関係行政機関等との調整が必要

特例措置

区域計画の認定をもって、事業に係る許認可等がなされたものとみなす

- ・国家戦略土地区画整理事業
- ・国家戦略都市計画建築物等整備事業
- ・国家戦略開発事業
- ・国家戦略都市計画施設整備事業
- ・国家戦略市街地再開発事業
- ・国家戦略民間都市再生事業

効果

居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進

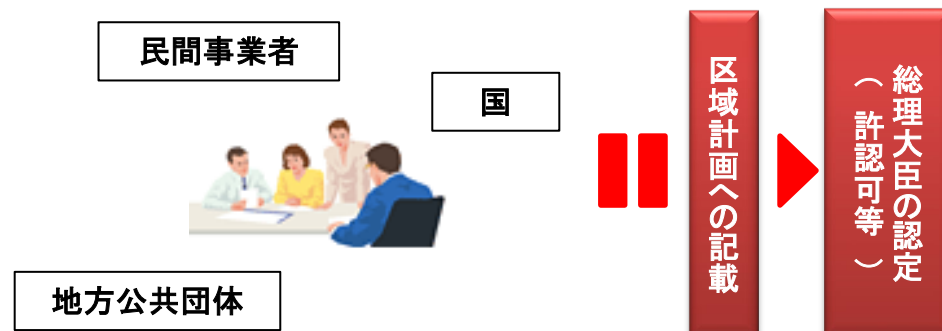
規制改革の概要

都市計画法等に定める手続きのワンストップ化

○関係者の協議・調整→意思決定が**長期化**

都市計画の決定又は変更 (都市計画法)	開発許可、都市計画事業の認可 (都市計画法)
土地区画整理事業の認可 (土地区画整理法)	市街地再開発事業の認可 (都市再開発法)
民間都市再生事業計画の認定 (都市再生特別措置法)	

○区域会議で一同に協議→意思決定を**迅速化**



世界と戦える国際都市形成に必要なコンベンション施設、オフィスビル等の立地を促進

○認定一例：国家戦略民間都市再生事業
【東京圏】日比谷地区



第2回東京圏国家戦略特別区域会議
資料4 東京都提出資料より

家事支援外国人材の受入れ

(家事支援外国人受入事業 特区法第16条の4)

東京都、神奈川県、大阪府、
兵庫県、愛知県、千葉市

活用する規制改革

現状

家事支援活動を行う外国人は、外交官
や高度外国人材などが雇用する場合
しか、入国・在留が認められない

見直し後

第三者管理協議会※による管理の下、
家事支援サービス企業に雇用される
外国人の入国・在留を可能とする

※自治体と関係行政機関
により構成する協議会

効果

女性の活躍推進や、家事支援ニーズへ
の対応

具体的事業



会社設立に係る行政手続の英語対応（法務省関係）

（令和6年11月25日 国家戦略特別区域における会社の設立登記手続の英語対応について（通知））

東京都
大阪府（大阪市）
福岡市
北海道（札幌市）

規制改革の概要

措置前

- 会社設立登記手続
登記事項の公示は、日本における取引の安全に資するなどの目的から、日本語で公示されることが前提となっており、会社設立の登記の申請書やその添付書面(*)は、日本語での作成が必要。

(*)本国官憲等が発行するものを除く。

- 定款認証手続
定款に記載を要する事項（会社の事業目的、本店所在地等）は、その多くが登記すべき事項のため、登記事項と同様に、定款認証の対象となる定款についても、日本語での作成が前提。

措置後

特区自治体と連携して、簡易な形態の会社を対象として英語による入力・選択で会社設立の登記の申請書や定款等の添付書面を作成できるツールを活用することにより、英語を用いる申請人（申請予定者）への支援を行う。

効果

外国企業の新規参入を促進！

規制改革の内容

①申請書等作成支援ツールの提供

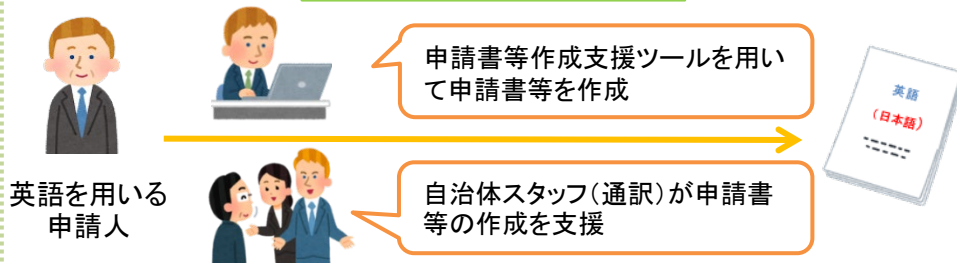
- 法務省が申請書等作成支援ツール(*)を特区自治体へ提供し、英語を用いる申請人は特区自治体HP等からツールを入手



※英語で入力・選択後に日本語に自動的に変換されるツール

②ツールによる申請書等の作成

開業ワンストップセンター等



③定款認証

公証役場 *



※国家戦略特別区域法第12条の2の特例措置を活用する自治体においては、区域計画で定められた場所（開業ワンストップセンター）において定款の認証が可能

④登記申請書等の提出

- 申請書等を法務局に提出



郵送または持参



法務局

《海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革》

(「国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業実施要綱」
令和6年3月1日 内閣府・出入国在留管理庁決定)

北九州市
認定：令和6年3月15日
愛知県
認定：令和6年6月4日
成田市
認定：令和6年12月19日

規制改革の内容

現行

日本語学校在籍の留学生が卒業後に就職活動を継続する場合、「在籍校が3年連続在籍管理が適切に行われていること※」という要件があり、優良学生であっても卒業後の就職活動のための在留が認められない。

※週28時間超の資格外活動などにより在留期間更新許可申請が不許可となった者などの問題在籍率(前年の在籍者数に占める問題在籍者の割合)が5%以下等であること。

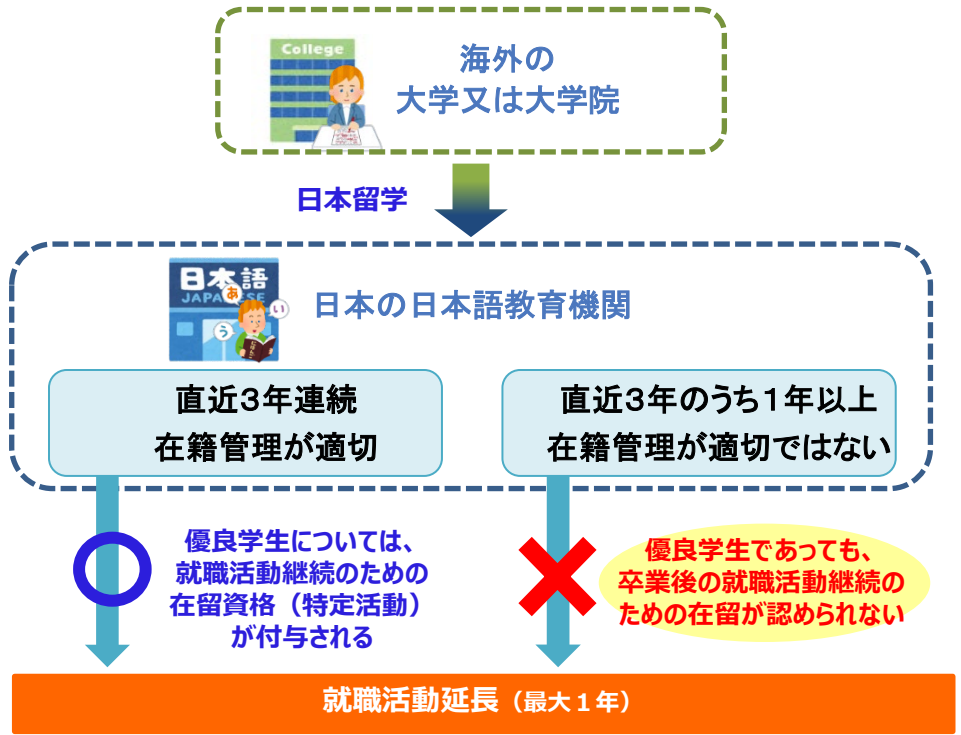
特例措置

日本語学校が推薦する優良学生については、在籍校が直近1年間において在籍管理が適切に行われている場合、一定の要件の下、就職活動継続のための在留資格への変更を可能とする。

効果

海外の専門性、日本で日本語力を身につけた優秀な留学生の就職促進、人手不足の解消、地域の国際競争力強化！

規制改革の概要



措置の内容

特区自治体及び日本語学校の支援の下、直近1年間において在籍管理が適切に行われている日本語学校に在籍する優良学生に就職活動継続を認める



優秀な外国人材の日本企業就職の促進へ！

多様な働き方推進のための 「テレワーク推進センター」の設置 国家戦略特別区域法 第37条の2)

東京都
認定：平成29年5月22日
仙台市
認定：令和2年6月10日
北九州市
認定：令和5年6月28日

規制改革の内容

特例措置前

・仕事と生活の調和の実現等に資するテレワークの推進を図るため、更なる周知啓発を行うとともに、企業における労務管理上の課題等に対応するため、導入支援を行うことが必要。

特例措置

・国及び地方公共団体で、「テレワーク推進センター」の共同設置が可能に。
国は専門的な助言・相談、地方公共団体は対象企業の掘り起こしを図るなど、それぞれの強みを生かし、企業に対してテレワークの導入に係る情報提供、相談、助言等をワンストップで実施。

効果

・テレワーク導入促進による多様な働き方の推進。

規制改革の概要

テレワークを導入しようとする企業等に対する各種相談支援をワンストップ化

情報提供

- (地) セミナーの開催
体験コーナーの設置 等
- (国) リーフレット
冊子等の配置 等

相談、助言等

- (国) 労務管理の在り方等の
企業向けコンサルティング
働き方改革推進支援助成金(テレワーク
コース)の相談等の対応 等

東京テレワーク推進センター(平成29年7月設置)

○所在地:

東京都文京区

○主なサービス:

- ・テレワークの体験機会の提供
- ・テレワーク相談員による窓口相談等の対応
- ・コンサルタントの派遣
- ・働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の相談等の対応
- ・テレワーク導入企業及びその志望者向けの就職面接会や企業説明会の実施 等

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

(創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例、人材流動化支援施設の設置)
(国家戦略特別区域法第19条の2、第36条の3)

福岡市・北九州市認定:平成28年2月5日
広島県・今治市認定:平成28年4月13日
東京圏認定:平成31年2月14日
仙台市認定:平成31年4月17日
愛知県認定:令和2年3月18日
つくば市認定:令和5年10月20日

規制改革の内容

特例措置前

- ・スタートアップ企業の課題は、質の高い人材確保
- ・退職した国家公務員が、再び採用された場合、退職手当の算定に係る「勤続年数」は再採用の時点から起算

特例措置

- ・スタートアップ企業に採用後、再び国家公務員として採用された場合(3年以内)、「勤続年数」は退職前の国家公務員の期間を通算
- ・スタートアップ企業と人材をマッチングする「人材流動化センター」を設置

効果

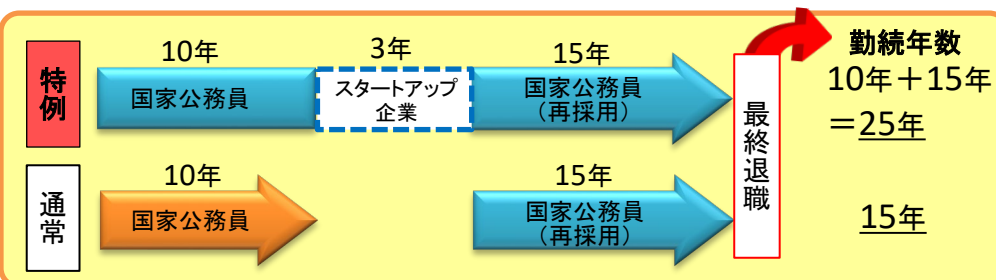
創業者の人材確保を支援

規制改革の概要

創業者の人材確保・官民の人材移動の促進



【最終退職時の退職手当の算定に係る勤続年数】



所得控除（法人税、法人住民税、事業税）

福岡市・北九州市

（国家戦略特別区域法第27条の3）

国家戦略特区内の設立5年未満の法人で、実施する特定事業が記載された区域計画が内閣総理大臣に認定され、さらに専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして内閣府特命担当大臣の指定を受けたものについて、その事業による所得の18%を課税所得から控除できる制度。

（1）対象事業：国家戦略特別区域法施行規則に定められている次のいずれにも該当するもの。

①規制の特例措置の適用を受けるもの（法第2条第2項第1号に掲げる事業）であって、当該事業の実施に当たり、その規制の特例措置が重要な役割を果たすものであること。

②下記の対象分野の事業であり、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。

（2）対象分野：「医療」、「一定のIoT（注1）」（施行規則第11条の2第2号）

（注1）一定のIoT等とは、インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業

ア. 主な法人の指定要件

設立時期	国家戦略特区の指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満であること。
事業概要	「専ら」認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと。
区域要件	特区内に本店又は主たる事務所を有すること。
	特区外の事務所では、調査、広告宣伝等の業務（補助的なものに限る。）以外の業務を行わないこと。
	特区外の事務所の従業員の合計がその法人の常勤従業員数の20%以下であること。
指定期限	令和8年3月31日

イ. 指定法人の課税の特例

特定事業に係る所得金額の18%を控除

外国人エンジニアの受入れ・就労促進

「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱」
令和5年10月6日 内閣府・出入国在留管理庁決定（令和6年9月27日改定）

福岡市・北九州市
熊本県

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業（エンジニアビザ）の概要

外国人エンジニアの在留資格審査期間について、雇用先企業が中小企業やスタートアップの場合、長期化することもあり、入国時期が予見できず、企業が人材を計画的に採用することに困難が生じている。

特例措置

自治体による雇用先企業の経営状況の確認等を要件に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」で入国する外国人について、**認定証明書交付申請の審査の迅速化及び期間の明確化を図る。**

〈在留資格認定証明書交付申請審査期間〉

従前

入管庁



措置

自治体による
確認・支援

入管庁



標準処理期間
(1~3か月)

標準処理期間以上に
時間がかかるケースも発生

短縮

在留資格「技術・人文知識・国際業務」
の審査の迅速化・期間の明確化

※自治体の確認・支援内容等によって
審査期間を決定

改正の内容

人手不足が深刻となっている半導体関連産業分野の外国人の受入れを円滑に行うため、**エンジニアビザの対象業種に半導体関連産業を追加**

従来の対象分野

【IT関連産業】

- 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 情報通信機械器具製造業 等



追加する産業分野

【半導体関連産業】

- 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- 電子応用装置製造業
- 機械設計業
- 労働者派遣業（通訳業務従事者） 等

外国人を雇用しようとする事業主への援助 (相談センターの設置) (国家戦略特別区域法 第37条の3)

つくば市 初認定: 令和5年3月24日
仙北市 初認定: 令和6年10月23日

規制改革の内容

特例措置前

- ・ 産業の国際競争力を強化するため、専門的な能力を有する外国人材を活用したいとのニーズは強い。
- ・ 在留資格の制度運用については、基準が不明確・裁量的との指摘がある。

特例措置

- ・ 特区内に「外国人雇用相談センター」を設け、専門の弁護士・行政書士などを配置し、外国人材を受けようとする企業等に対し出入国在留管理制度に関する各種相談や情報提供等を行う。

効果

- ・ 地域における専門性や技能を有する外国人材の就業の促進

規制改革の概要



外国人を含めた起業・開業促進のための 各種申請ワンストップセンターの設置 (特区法第36条の2)

東京都 認定: 平成27年3月19日
 福岡市 認定: 平成31年4月17日
 北九州市 認定: 令和2年3月18日
 愛知県 認定: 令和2年3月18日
 仙台市 認定: 令和3年3月25日
 つくば市 認定: 令和5年3月24日
 沖縄県 認定: 令和5年6月28日
 加賀市 認定: 令和5年10月20日
 仙北市 認定: 令和6年10月23日

規制改革の内容

特例措置前

起業時に必要となる各種申請は、関係機関ごとに手続が必要であり、所在地も異なるため、手間と時間がかかる

特例措置

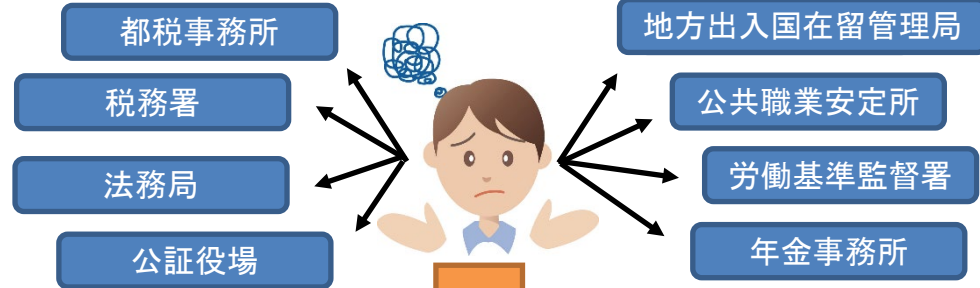
起業時に必要な各種申請(定款認証、登記、税務等)に関係する窓口を一か所に集約し、各種手続きの相談・対応支援を総合的に行うワンストップセンターを設置可能に

効果

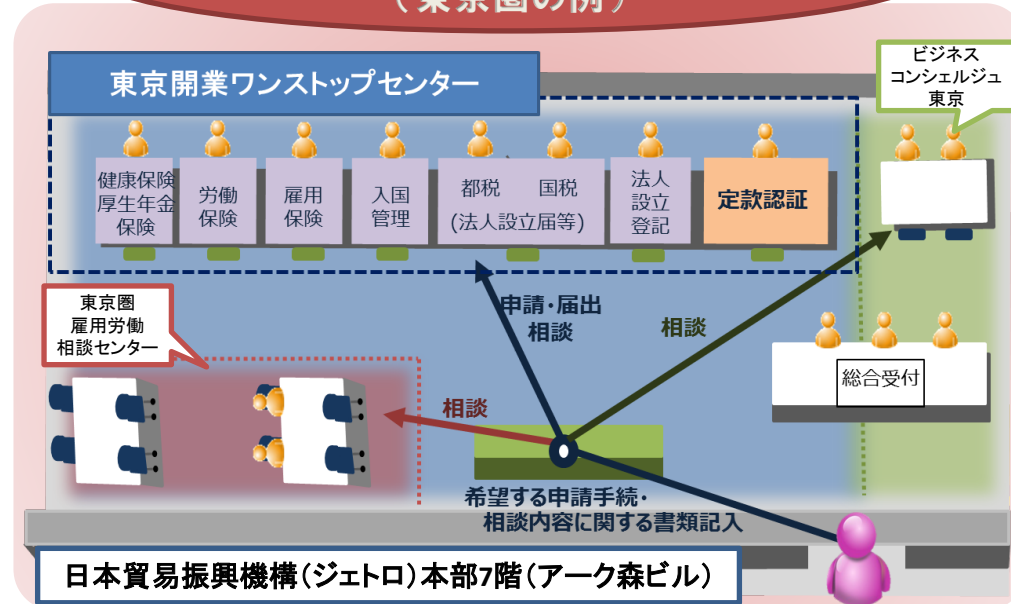
- ・起業手続の負担の軽減
- ・外国人を含めた起業・開業の促進

規制改革の概要

起業に係る手続の関係機関



開業に係る手続のワンストップ化 (東京圏の例)



エンジェル税制（所得税）

（国家戦略特別区域法第27条の5）

仙台市、愛知県

認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度。

ア. 会社の指定要件

課税の特例措置を受けようとする会社は、内閣府特命担当大臣に指定を受けなければならない。（施行規則第15条）

中小企業者

中小企業基本法で規定する中小企業者で、**設立後5年未満の医療、バイオ、農業分野の事業を行うベンチャー企業**で施行規則に定める要件をすべて満たすもの。

小規模企業者

おおむね常時使用する従業員が20人（商業又はサービス業は5人）以下の事業者で、**設立後3年未満の一定の雇用増加（注1）を行うベンチャー企業**で施行規則に定める要件をすべて満たすもの。

（注1）一定の雇用増加とは、設立1年以上の小規模企業者の投資契約締結日の従業員数が設立時以上かつ前事業年度末より2人以上（商業・サービス業の場合は、1人以上）の雇用の増加があること。

イ. 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

控除額

取得金額（8百万円を限度）と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額

適用期限

令和8年3月31日

適用対象

適用期限の日までに発行される株式を払込みにより取得した一定の個人

国家戦略特区支援利子補給金制度の概要

東京都、神奈川県、
愛知県

国家戦略特別区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けた特定事業を行う中小・ベンチャー企業等が、国の指定を受けた金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で利子補給金を支給するものです。
これにより、事業資金を低利で借り入れることができるため、区域計画の実現に資する事業の円滑な実施に繋がることが期待できます。

(1) 国の指定を受けることが可能な金融機関

- ①銀行 ②信用金庫及び信用金庫連合会 ③労働金庫及び労働金庫連合会 ④信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ⑤農業協同組合及び農業協同組合連合会 ⑥漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ⑦農林中央金庫
- ⑧株式会社商工組合中央金庫 ⑨株式会社日本政策投資銀行

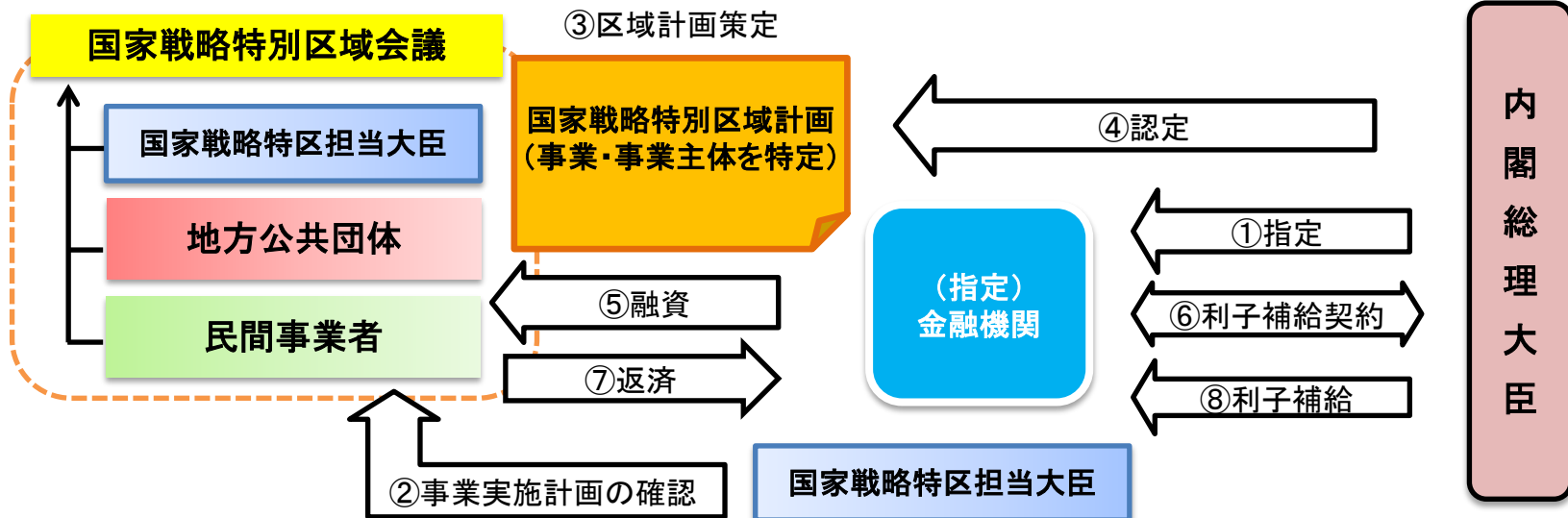
(2) 利子補給金の支給対象となる事業

産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成に資する医療分野、国際分野、農林水産分野等の事業

(3) 利子補給金の支給期間及び利子補給率

金融機関が事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間（利子補給率：0.7%以内）

(4) 制度の流れ



自動運転や小型無人機等の実証実験を促進するための 近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置

(国家戦略特別区域法第37条の7)

東京圏(3事業)	初認定:平成29年9月5日
愛知県(1事業)	初認定:平成29年9月5日
福岡市・北九州市(2事業)	初認定:平成30年10月23日
仙台市(1事業)	初認定:令和元年6月11日
沖縄県(1事業)	初認定:令和元年12月18日
新潟市(1事業)	初認定:令和2年3月18日
仙北市(1事業)	初認定:令和2年12月21日
広島県・今治市(1事業)	初認定:令和3年3月25日
つくば市(1事業)	初認定:令和5年10月20日
加賀市・茅野市・吉備中央町(1事業)	初認定:令和6年10月23日
宮城県・熊本県(1事業)	初認定:令和6年12月19日

規制改革の内容

特例措置前

自動運転やドローン(小型無人機)等の「近未来技術」に関する実証実験については、多方面との事前の協議や手続が必要とされており、円滑な実証の推進に当たって課題となっている。

特例措置

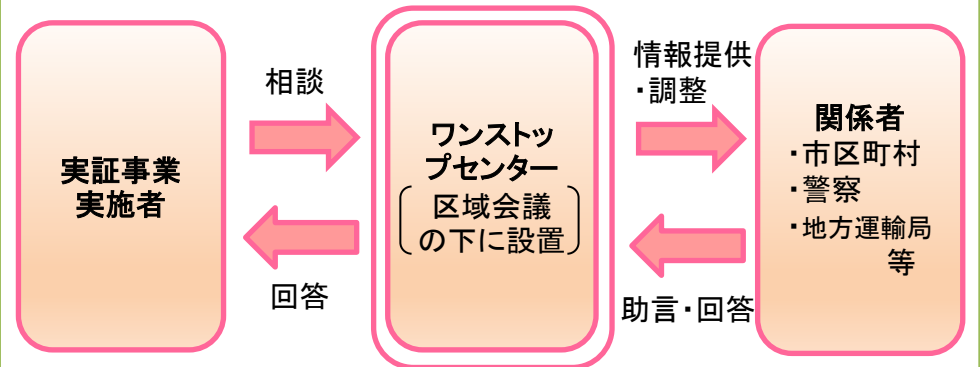
国家戦略特別区域内において自動運転やドローン(小型無人機)等の「近未来技術」実証実験等を行う者に対して、関係法令の規定に基づく手続に関する報の提供、相談、助言その他の援助を行う、近未来技術実証に関するワンストップセンターを区域会の下に設置する。

効果

自動運転やドローン(小型無人機)等の近未来技術の実証実験が迅速かつ円滑に実施され、革新的なサービス等の創出が図られる。

規制改革の概要

■ ワンストップセンターのイメージ



《銀行によるGX関連事業に対する出資規制の緩和》

北海道
初認定：令和6年12月19日

「国家戦略特別区域銀行脱炭素関連事業促進出資事業」

金融庁関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和6年11月18日施行）

規制改革の内容

特例措置前

銀行が出資により銀行業高度化等会社の議決権を5%超保有しようとする場合、『一定の銀行業高度化等会社』以外には認可が必要

特例措置

区域内に本店のある銀行が、区域内に主な営業所または事業所のある**GX関連事業**※を行う会社について、『一定の銀行業高度化等会社』の枠組みを活用し、認可ではなく届出で50%以下まで議決権保有を可能とする

※ GX関連事業は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第54条第1項第4号に規定する対象事業活動であって、区域の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資すると認められるものをいう。

期待される効果

GX関連の出資拡大による地域の産業用・民生用両面の再エネ導入を促進

規制改革の概要

銀行業高度化等会社

銀行業の高度化等に資する他業を営む会社（銀行の子会社）

『一定の銀行業高度化等会社』以外の銀行業高度化等会社

【特例として措置】

GX関連事業を行う会社

一定の銀行業高度化等会社と同様、届出で50%以下まで議決権保有を可能とする等の所要の措置

『一定の銀行業高度化等会社』

フィンテック

地域商社
(原則、在庫保有、製造・加工なし)

自行アプリや
ITシステムの販売

データ分析・
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

障害者雇用促進法に
係る特例子会社

成年後見制度
に関する業務

雇用条件の明確化のための 雇用労働相談センターの設置 (国家戦略特別区域法 第37条)

福岡市	認定:平成26年9月30日
東京都	認定:平成26年12月19日
大阪府	認定:平成26年12月19日
新潟市	認定:平成27年6月29日
愛知県	認定:平成27年11月27日
仙台市	認定:平成28年2月5日
広島県・今治市	認定:平成28年4月13日
北九州市	認定:令和2年6月10日
北海道	認定:令和6年12月19日

規制改革の内容

特例措置前

日本の雇用ルールは、グローバル企業や人事部の手薄なベンチャー企業にとって、正確に把握することが困難

特例措置

- ・労働関係の裁判例の分析・類型化による「雇用指針」を定め、ベンチャー企業等が労働関係紛争を生じることなく事業展開を容易にする。
- ・特区内に雇用労働相談センターを設置、「雇用指針」を活用した相談に応じる

効果

グローバル企業・ベンチャー企業の個別労働関係紛争の未然防止及び予見可能性の向上による起業・雇用の拡大

規制改革の概要

< 雇用労働相談センターの特徴 >

- ・弁護士等の専門家が、窓口相談や、訪問指導等を実施
- ・幅広い分野のセミナーを開催
- ・日本の労務管理の特徴や裁判事例を解説した「雇用指針」を活用



月1回以上のセミナー実施

○福岡市の場合（実績）

開業率

平成24年度 6.2%（開所前）



平成29年度 7.5%（開所後）

< 各区域の設置状況 >

平成26年11月29日開所	福岡市・北九州市	(平成26年9月30日認定)
平成27年1月7日開所	関西圏	(平成26年12月19日認定)
平成27年1月30日開所	東京圏	(平成26年12月19日認定)
平成27年10月29日開所	新潟市	(平成27年6月29日認定)
平成28年4月25日開所	愛知県	(平成27年11月27日認定)
平成28年6月28日開所	仙台市	(平成28年2月5日認定)
平成28年10月28日開所	広島県・今治市	(平成28年4月13日認定)